

# 道内国有林における令和元年度狩猟期間の対応について

## 【プレスリリース】

令和元年7月29日  
北海道森林管理局

### 1 誤射事故の発生とこれまでの経過

昨年11月の狩猟者の誤射による職員の死亡事故を踏まえ、狩猟者に対して狩猟関係法令及びルールへの遵守徹底を促し、再発防止を図る目的で、本年1月15日～3月31日までの間、道内国有林において銃器による狩猟（以下「一般銃猟」という。）を禁止したところです。

しかし、その間においても、国有林内においてエゾシカ残滓の放置や銃猟の痕跡が散見されました。また、7月8日に北海道猟友会から再発防止策の取組状況について中間報告があったところですが、その中でも重要な位置づけにある銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修は令和元年度狩猟期間に実施するとしており、再発防止の取組は未だ途上にあります。

このような状況を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会が連携して、引き続き、銃猟安全対策の徹底を図るとともに、エゾシカ対策に取り組むこととしています。

### 2 令和元年度狩猟期間の対応

1のように、北海道猟友会の再発防止策が未だ取組途上にあること、また、昨年の事故が十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲とは異なる一般銃猟により、国有林内で平日に広く実施されている森林作業中に発生したことなどを踏まえ、道内国有林における令和元年度狩猟期間の対応については、

- ① 民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲や森林管理署が主体となった捕獲事業に積極的に取り組む（※）ことによりエゾシカ捕獲を推進することとし、一般銃猟は禁止
- ② 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）は一般銃猟は可猟。ただし、休日等においても、ハイキングなどの一般入林や民間事業者による伐採などが見込まれる区域は一般銃猟を禁止
- ③ 国有林と道有林が連携してモデル地区を設定し、一般銃猟の安全対策を検証

することとします。

### 3 令和2年度以降の対応

令和2年度以降の対応については、令和元年度狩猟期間における銃猟安全対策の取組状況や一般銃猟の安全対策の検証結果等を踏まえて、あらためて関係機関で検討することとしています。

### 4 一般の方々の入林について

国有林では、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林を控えてもらうようお願いしているところですが、令和元年度狩猟期間においても引き続き同様の対応をお願いします。

- （※）・一般銃猟を規制する平日を中心に、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲や森林管理署主体の捕獲事業について、市町村数や実施箇所数を増やして取組を強化
- ・新たに職員実行によるわな捕獲を積極的に実施
  - ・食肉処理施設との協定によるジビエ利用の取組について、連携施設を増やすなど一層推進

**【お問合せ先】**

北海道森林管理局 計画保全部 保全課

担当者：根田、藤本、久田

ダイヤルイン：011-622-5250

F A X 番 号：011-616-4021